

第4章 市民・事業者の環境に配慮した行動

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄によるごみ問題、道路交通量の増加による大気汚染や騒音・振動の発生、生活排水の増加など都市型、生活型公害の顕在化や地球温暖化をはじめとする地球環境問題など、私たち一人ひとりの行動や生活が大きく起因して発生しています。

事業活動においては、法による規制など対策が講じられ、環境負荷の低減が図られていますが、消費者の製品に対する需要増や、多種多様な要求などにより公害問題、地球温暖化をはじめとする地球環境問題など、事業活動による影響も依然大きなものとなっています。

市もまた、市内の大きな事業者の一つであるため、事務・事業の実施により環境負荷が発生し、地域の環境に大きな影響を及ぼします。

これらの環境問題を改善し、将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが自らの活動による環境影響を認識し、環境配慮行動について理解し、実践することが必要です。

わたしたちは、以下に示す環境に配慮した行動（環境配慮行動指針）にもとづき実践していきます。

【環境配慮行動指針】

- ① 人の健康の保護、生活環境の保全のための行動を実践します。
- ② 生態系の多様性確保のための行動を実践します。
- ③ 良好な景観の形成と歴史的文化遺産の保全のための行動を実践します。
- ④ エネルギーの有効利用のための行動を実践します。
- ⑤ 廃棄物の減量等のための行動を実践します。
- ⑥ 環境についての理解と保全の取り組みを推進するための行動を実践します。

次ページ以降に市民（滞在者を含む）と事業者の取り組み事項を示しますが、これ以外にも様々な取り組みを自主的に展開されることが望まれます。

1. 自然環境の保全

1-1 人と自然が共生する豊かな自然環境のまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・里地・里山*の整備・保全に参加・協力します。	●	●
・自然観察会などに参加し、生物多様性*の重要性について理解を深めます。	●	●
・野外活動の際、ごみは持ち帰り、動植物の生息・生育環境を汚さないようにします。	●	●
・所有する森林の適切な維持管理を行います。	●	●
・開発行為に対しては里地・里山などの自然環境に配慮します。	—	●
・地元の木材資源（間伐材を含む）の使用に努めます。	●	●
・希少な野生生物の生息・生育環境の計画的な保全・保護に協力します。	●	●
・礫河原*の再生と礫河原固有の貴重種（シルビアシジミ、カワラノギク、ミヤコグサ等）の保全活動に参加・協力します。	●	●
・シナダレスズメガヤやオオキンケイギクなどの移入種*の除去作業に参加・協力します。	●	●
・ブラックバスなどの移入種は自然の中に逃がしません。	●	●
・湧水地・ため池などの保全活動に協力します。	●	●
・家庭や事業所、地域の緑化を行います。	●	●

参考となる指標

森林ボランティア登録数



【自然観察会の様子】

1-2 自然環境に配慮した農業が営まれるまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・ 市民農園の活用などにより農業に親しみます。	●	—
・ 農地の持つ公益的機能を理解し、自然環境としての保全に協力します。	●	●
・ 耕作放棄地の活用について検討・実施します。	—	●
・ 農業の組織化・共同化など農業経営の改善を進めます。	—	●
・ 農業後継者を育成します。	—	●
・ 地元の農産物に対する理解を深め、地産・地消に心掛けます。	●	●
・ 家庭菜園等での減農薬・減化学肥料に心掛けます。	●	—
・ 環境保全型農業*を推進します。	●	●
・ 直売所等による地産・地消を推進します。	●	●
・ 食品廃棄物を販売者、たい肥製造者、農家などと連携し、たい肥として利用する地域循環の仕組みを検討します。	●	●
・ 農機具や農業資材などは環境に配慮した使用・廃棄に心掛けます。	●	●

参考となる指標

耕作放棄地面積



1-3 人が輝き、文化のいきづくまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市民	事業者
・生垣の設置を進めます。	●	●
・開発行為においては、緑の保全や緑化及び周囲の景観に配慮します。	—	●
・広告物や建築物は周囲の建築物や景観と調和したデザインを心掛けます。	—	●
・文化遺産の調査・保存に協力します。	●	●
・祭りなど身近な行事に参画し、郷土の文化を大切にしていきます。	●	●
・地域の歴史や文化とのふれあいの場づくりなどに協力し、保全します。	●	●
・貴重な巨樹・巨木や屋敷林・社寺林を守る取り組みに協力します。	●	●

参考となる指標

生垣づくり奨励事業補助件数



【生垣（寒竹囲い）の風景】



【喜連川神社】

2. 生活環境の保全

2-1 ごみのない美しいまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市民	事業者
・市との連携による環境美化パトロールに協力します。	●	●
・地域のごみ拾いに協力し、また、市民・事業所として自主的な実施を推進します。	●	●
・家庭や事業所において、マナーや倫理についての教育を行います。	●	●
・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。	●	●
・不法投棄の監視と通報に協力します。	●	●
・法やルールに準じた廃棄物の適正な処理を徹底します。	●	●

参考となる指標

美化活動参加者数



【新設されたごみステーション】

2-2 資源が循環するまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・ごみは決められたルールに従い分別を徹底します。 集合住宅の管理者等は住人に対し、分別等の徹底を行います。	●	●
・ごみの自家焼却は行いません。	●	●
・一般廃棄物*抑制のための情報を活用し、排出を減らす努力をします。	●	●
・買い物際にはマイバッグ、マイバスケットを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。	●	—
・マイバッグ、マイバスケットキャンペーンを開催し、普及・啓発を図ります。	—	●
・生ごみ処理機器設置補助制度を活用し、生ごみの減量を図ります。	●	—
・物は修理して再利用*します。	●	●
・空き缶や雑誌など地域の回収活動に協力します。	●	●
・フリーマーケットを活用し、資源の有効活用を図ります。事業者は開催の支援を行います。	●	●
・「不要日用品等再利用情報登録・紹介制度」を活用し、資源の有効活用を図ります。	●	—
・家電リサイクル法*に則って家電製品の処理を行います。	●	●
・各主体連携による、食品廃棄物をたい肥として再利用する地域循環の仕組みを検討します。	●	●
・グリーン購入*の考え方を理解し、購入を行います。	●	●
・グリーン購入基準にもとづいた製品の製造を推進します。	—	●
・地元の農産物に対する理解を深め、地産・地消に心掛けます。	●	●
・店内に地元農産物のコーナーを設け地産・地消に努めます。	—	●

参考となる指標

家庭系資源物回収量

2-3 空気がおいしいまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・公共交通機関の利用に努めます。	●	●
・低公害車の使用に努めます。	●	●
・不適切な野外焼却は行いません。	●	●
・焼却処理の削減のための一般廃棄物*の減量化、再利用*及びリサイクル*を進めます。	●	●
・違法駐車などの渋滞を招く行為は行いません。	●	●
・スマートドライブ*に努めます。	●	●
・排ガスが発生する設備の適切な整備やメンテナンスを徹底します。	—	●
・低公害型機器を設置します。	—	●
・プラスチック類など悪臭を発生するごみの焼却行為は行いません。	●	●
・側溝など悪臭を発生する身近な場所の管理、清掃を心がけます。	●	●
・事業活動による悪臭物質の排出を抑制し、規制を遵守します。	—	●
・悪臭が発生する設備の適切な整備やメンテナンスを徹底します。	—	●

参考となる指標

大気環境基準達成率

2-4 水の安全が確保されているまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・公共下水道が整備された地区においては、速やかな接続に努めます。	●	●
・汲み取り、単独処理浄化槽設備については合併処理浄化槽への変更に努めます。	●	●
・油や洗剤など水・土を汚すものは流さないよう心がけます。	●	●
・無農薬（減農薬）、有機栽培の地元農作物の購入に努めます。	●	●
・無農薬（減農薬）や有機栽培に心がけ、水・土の汚染を防ぎます。	●	●
・事業活動により発生する排水は法にもとづき適正に処理します。	—	●
・家畜排せつ物は適切に処理します。	—	●
・農薬や化学肥料等は河川や用水路に流出しないようにします。	●	●
・汚染の恐れのある土地の所有者は汚染の有無の確認や汚染の除去等原状回復を行います。	—	●
・有害物の漏洩等による水・土の汚染を防止するため管理や緊急事態の対応処置を実施します。	—	●
・雨水浸透マスの設置や敷地の土壌面の確保など、雨水の地下浸透を心がけます。	●	●
・家庭における農薬の適正使用、使用の削減に努めます。	●	—
・雨水の利用に努めます。	●	●
・敷地を舗装する場合は透水性舗装の導入を推進します。	—	●

参考となる指標

生活排水処理施設普及率

2-5 健康で安全にくらせるまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・生活から発生する騒音・振動による近隣への影響に配慮します。	●	—
・事業活動から発生する騒音・振動は規制基準を遵守し、近隣への影響についても配慮します。	—	●
・近隣への配慮について家庭内や事業所内での教育を実施します。	●	●
・車両の定期的な点検・整備に努めます。	●	●
・車両等の不正改造や不正改造車への給油などは断ります。	●	●
・騒音や振動を招くような自動車やバイクの運転はしません。	●	●
・低騒音型・低振動型の機械を採用するよう心がけます。	—	●
・深夜の営業騒音の低減、近隣への影響に配慮します。	—	●
・ペットは適切に飼養します。	●	—
・ペットは適切に飼養、販売します。	—	●
・照明の適切な使用に心がけます。	●	●
・化学物質等に関する情報を収集し、生活の向上や事業に役立てます。	●	●
・放射能に関する正しい知識を入手し、適切な行動を心がけます。	●	●

参考となる指標

騒音環境基準達成率

3. 地球環境の保全

3-1 地球温暖化防止をすすめるまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・市の行う省資源、省エネルギーに関する情報を活用し、ライフスタイルの見直しを進めます。	●	—
・市の行う省資源、省エネルギーに関する情報を活用し、事業の効率化、省エネルギー化を進めます。	—	●
・冷房は室温 28℃、暖房は室温 20℃を目安に設定します。	●	●
・低公害車、低燃費車への買い替えに努めます。	●	●
・電気製品などは、省エネルギー型機器の購入に努めます。	●	●
・省エネルギー型の照明や事務機器の購入に努めます。	—	●
・共同配送など環境に配慮した輸送体制の導入に努めます。	—	●
・支援制度の活用などにより、再生可能エネルギー*の導入を検討します。	●	●
・自然エネルギーや廃棄物発電、廃熱利用、バイオマス*などの再生可能エネルギーの利用可能性を検討します。	●	●
・グリーン電力*の利用について検討します。	●	●
・見える化*によるエネルギー使用量の削減を図ります。	●	●
・地球温暖化に関する情報を収集し、自主的な取り組みを推進します。	●	●
・環境家計簿*の活用を図ります。	●	—

参考となる指標

市民1人あたりの電力使用量

4. 環境教育の推進

4-1 環境の大切さを学習し、市民・事業者・市が協働しているまちづくり

主体別取り組み事項

取り組み事項	市民	事業者
・環境問題についての情報を取得し、知識を高めます。 また、共有・活用を図ります。	●	●
・環境問題についての情報を活用し、家庭、事業所内で環境について話し合う機会をつくります。	●	●
・環境問題に対する実践等から得られた有効な情報を発信します。	●	●
・情報や組織、施設を活用した取り組みの推進を図ります。	●	●
・効果的で効率的な取り組みを推進するため、意見交換会等の場に積極的に参加します。	●	●
・環境施策に参画します。	●	●
・イベントや市民講座に参画します。	●	●
・研修会に参加し、その知識を生かし地域における環境の環を広げます	●	—
・研修会に参加し、事業所における環境学習を推進します。	—	●
・環境リーダーなどの登録制度に参加し、環境教育の推進を図ります。	●	—
・環境リーダーなどの登録制度に対する支援を行います。	—	●

参考となる指標

環境リーダー登録者数



【自然観察会の様子】